

江府町告示第 21 号

固定資産の価格等の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧の場所を次のとおり定めたので、同法同条第3項の規定により告示する。

1. 縦覧の期間 令和8年4月1日～令和8年6月1日
2. 縦覧の場所 江府町役場 住民生活課

令和 8 年 4 月 1 日

江府町長 白石祐治